

# 農業農村整備事業における「現場環境改善費」の試行要領

## 1 趣旨

建設産業においては、若手技術者や女性技術者等の将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、工事現場においては、周辺住民の工事への理解、協力を得ながら進めることが重要であり、地域との連携等が求められている。

そのため、本要領では、工事現場における現場環境改善の取扱いを定め、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民に対する建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を図ることとする。

## 2 対象工事

対象工事は、青森県が発注する農業農村整備事業の工事における全ての屋外工事とする。ただし、以下の工事については本要領の対象外とする。

- (1) 施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）
- (2) 建築工事
- (3) その他現場環境の改善の実施が困難又は効果が期待できない工事

## 3 積算方法

- (1) 現場環境改善費は、原則として当初設計から計上するものとする。
- (2) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は、率計上とし、特別な内容を実施する場合は、物価資料又は見積り等を参考に積上げ計上とする。

$$\text{算出式 } K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め）

P<sub>i</sub>：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）

α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

対象額：P <sub>i</sub>		現場環境改善費率：i（％）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = 504.2 \cdot P_i^{-0.3533}$
	5億円を超える場合	0.43

- (3) 率計上されるものは、別表の内容のうち、計上項目ごとに1内容以上選択し合計5つの内容を行うことを原則とする。ただし、現場状況等により実施が困難である場合

は、以下ア～ウの順に対応を検討する。

ア 計上項目にとらわれず合計5つの内容を実施する。

イ 4つ以下となる場合は、当初積算で計上されている金額以上となるように実施する。

ウ イによる実施も困難である場合は、協議により現場環境改善実施の対象外とすることができる。

- (4) 積上げ計上分(α)に計上されるものは、「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び現場環境改善費率で計上することが適当でない判断されるものの費用である。
- (5) 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。
- (6) 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。
- (7) 全ての実施内容について、設置した機器等の稼働に係る電気代及び燃料代は、現場管理費に動力・用水光熱費として率計上されることから、現場環境改善費に含めない。
- (8) 発注者の指示により特定の内容を実施する場合は、発注者が積上げにより積算し、率計上分を上回る費用を積上げ分として計上する。
- (9) 熱中症対策・防寒対策について
  - ア 費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上とすることができる。
  - イ 積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率計上される額の50%を上限とする。
  - ウ 使用する施設及び設備について、リース品の場合は当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用、購入品の場合は当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
  - エ 減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類、規模及び設置期間については、協議により決定するものとする。

## 4 実施内容

### (1) 施工計画書等の作成

選定した内容を施工計画書に具体的に記載する。率計上で4つ以下の内容を実施する場合及び熱中症対策・防寒対策の費用を積上げ計上する場合は、費用の内訳の根拠となる見積書を添付する。

また、特記仕様書において施工計画書の提出が不要となっている工事については、工事打合簿等により協議する。

### (2) 実施報告

受注者は、現場環境改善の実施状況について、監督職員に資料の提示または現地立会による確認を受けるとともに、工事完了後は、現場環境改善の実施状況の写真等を完成書類に添付する。

### (3) 変更または中止の協議

施工計画書に記載した実施内容等について、現場状況の変化等により実施が困難となった場合は、工事打合簿等により監督職員と協議のうえ、変更または中止することができる。その際、必要に応じて施工計画書等を変更する。

#### (4) 工事成績評定の取扱い

本要領に基づき実施した内容については、工事成績評定の加点対象としない。

なお、現場環境改善の実施が困難となった場合、それを理由とした工事成績評定の減点を行わない。

### 5 附則

令和2年7月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

令和3年9月1日から適用する。

令和4年7月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

令和5年6月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

令和5年7月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

令和6年4月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

令和6年7月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

令和7年10月1日以降公告又は指名通知する工事から適用する。

【別表】

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舍の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 熱中症対策・防寒対策 ※率計上又は積上げ計上（両方は不可） 新型コロナウイルス等感染予防対策
地域連携	地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） 完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献